

伊勢市建設工事等における保証証書の電子化の対応について

行政事務のDX促進及び受注者の負担軽減等を目的として、伊勢市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託における契約保証及び(中間)前払金保証について、保証証書の電子化(電子保証)を開始します。

1 電子保証について

従来、紙原本にて発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することが可能になりました。

なお、従来の紙原本による保証証書の提出も引き続き可能です。

2 電子保証の対象となる取扱保証機関

- ・東日本建設業保証株式会社
- ・西日本建設業保証株式会社
- ・北海道建設業信用保証株式会社

3 電子保証の利用方法

電子保証を利用する場合は、あらかじめ上記取扱保証機関にお問い合わせください。

4 電子保証の適用案件

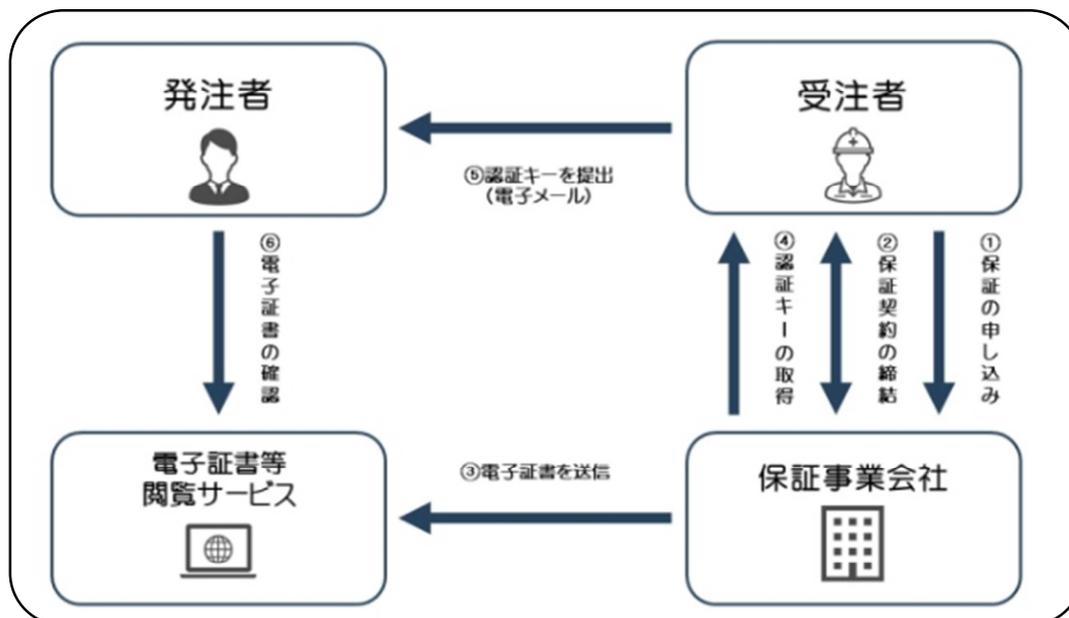
令和6年8月1日以降に当初契約の締結を行う案件から適用します。

5 電子証書の提出方法

保証機関から発行された認証キー(電子証書を閲覧するための暗証番号)を発注機関の担当部署あてに電子メールにて送信してください。

※PDF方式により発行された保証証券等を電子メールにより提出する方法は対象外です。必ず認証キーをお知らせください。

◎電子認証のスキーム



6 電子メール送信時の注意

- (1) 提出先アドレス：契約書を窓口にお持ちいただく前に下記の契約課アドレスへメール送信してください。

nyusatsu@city.ise.mie.jp

※中間前払金及び随意契約等に係る電子保証については、発注課へ送信先アドレスを確認ください。

- (2) メールの件名等

件名の先頭に【電子保証】と記載したうえで、工事（委託業務）番号を記載したメール件名としてください。

※例) 【電子保証】令和6年度〇維第7号

また、メール本文中に、①受注者、②担当者の氏名・連絡先、③工事（業務）名、④保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）の4点を必ず記載してください。

※例) ①〇〇建設株式会社、②伊勢太郎・0596-21-〇〇〇〇

③主要地方道〇〇線舗装工事、④前払金保証及び契約保証

- (3) メール到達確認

契約締結等の円滑な手続きのため、メールの送信後、到達確認の電話を必ず行ってください。